

平成 13 年 11 月 28 日

委員 小 泉 明

提言 1. A I D で精子提供者を匿名とすることのメリットとデメリットについて

この匿名性に関して前回吉村委員から、これ迄一貫して匿名性を守ってきたことにより、提供者のプライバシーは確保されてきたが、今後については何とも言えない旨の発言がありました。（第6回部会、11月8日）

匿名性は提供者にとってのメリットですが、生れた子の出自を知る権利にはデメリットになります。このメリットとデメリットを調整するためには、あらかじめ提供者に対して提供前に十分に説明して確実な同意を得ておくことが必要です。

提言 2. 「医師の裁量」について

これまでに検討課題 1 の審議で決定事項となり ●印のついた「医師の裁量」に関連して、「国が実施に当っての準則となる考慮すべき基本を示す」との但書が添えられています。ここにいう「基準」については、国が直接示すのではなく、E B M のガイドライン設定について目下検討されているように、関連学会のメンバーが学問的な根拠にもとづいて作成し、信頼性が担保されているものであることが重要です。